

全体説明

本県道徳教育の推進状況 と今後の方向性



平成28年2月12日(金)
広島県庁本館6階 講堂

説明の流れ

- 1 「特別の教科 道徳」の実施に向けて
- 2 文部科学省委託
「道徳教育改善・充実」総合対策事業

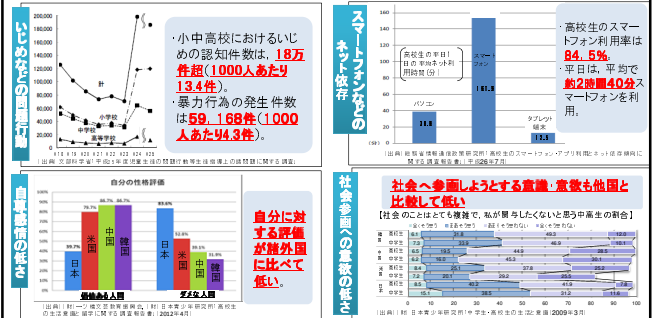
子供たちの未来は？

- 子供たちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就く
キャシー・デビッドソン氏(ニューヨーク市立大学大学院センター教授)
- 今後10～20年程度で、約47%の仕事が自動化される可能性が高い
マイケル・A・オズボーン氏(オックスフォード大学准教授)
- 2030年までには、週15時間程度働けば済むようになる
ジョン・メイナード・ケインズ氏(経済学者)

このように社会や産業の変化が激しい中、次代を創造することが求められる子供たちには、
 ・課題発見・解決能力
 ・創造性
 ・感性、思いやり、意欲、多様性を受容する力
 といった資質や能力が重要

他方、いまの子供たちは？

○大津のいじめ自殺(平成23年10月)、川崎の事件(平成27年2月)など、痛ましい問題が多発。



自分とは異なる意見も大切に、「いじめは絶対に許さない」という心情や実践的な態度を育む必要

いま、なぜ道徳の教科化か？

道徳の授業で子供たちの発達段階を踏まえ、
 ・「してはいけないことがある」といった指導致しをしっかりと行うとともに、
 ・「正義とは何か」といった、見方や立場によって答えが一つではない課題に自分の問題として考えたり、真剣に議論したり
 して、自立した人間として他者と共によりよく生きようとする道徳心を育む必要。

- …しかし、これまでの「道徳の時間」は、
- 教科ではなく、教科書もないことから軽視され、文化祭や運動会の準備に充てられることも。
 - 単に「読み物」を読んだり、テレビ番組を見たりするだけの授業も。
 - 「読み物」からこんな価値観を読み取るべきだ、と一方的・形式的な指導も。

昭和33年の「道徳の時間」導入以来、60年ぶりの抜本的改革を行い、道徳を「特別の教科」に位置付け(平成27年3月に学習指導要領を改正)。

道徳教育に関する検討の経緯

- 平成25年
 2月26日 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について(第一次提言)」
 12月26日 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告
- 平成26年
 2月17日 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
 3月4日 初等中等教育分科会教育課程部会に「道徳教育専門部会」設置
 10月21日 中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
- 平成27年
 3月27日 学習指導要領の一部改正告示
 7月 学習指導要領解説 特別の教科道徳編公表

小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編

第1章 総説 1 改訂の経緯

平成27年3月27日に学校教育法施行規則を改正し、「道徳」を「特別の教科である道徳」とするとともに学習指導要領の一部改正の告示を公示

発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るもの

小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編

第1章 総説 1 改訂の経緯

我が国の学校教育における道徳教育：道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う

(課題)

- ・ 歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があること
- ・ 他教科に比べて軽んじられていること
- ・ 読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることなど

平成26年10月「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
(平成26年2月 文部科学大臣諮問)

- ① 道徳の時間を「特別の教科道徳」(仮称)として位置付けること
- ② 目標を明確で理解しやすいものに改善すること
- ③ 道徳教育の目標と「特別の教科道徳」(仮称)の目標の関係を明確にすること
- ④ 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善すること
- ⑤ 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善すること
- ⑥ 「特別の教科道徳」(仮称)に検定教科書を導入すること
- ⑦ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実すること

① 教育課程上の位置付けについて

- 道徳の時間については、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶという**教科と共通する側面**と、学校の道徳教育全体の要となって人格全体に関わる道徳性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、数値などによる評価はなじまないことなどの**教科にはない側面**がある。
- このことを踏まえ、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」(仮称)という枠組みを設け、道徳の時間を「**特別の教科 道徳**」(仮称)として位置付ける。

道徳に係る教育課程の改善等について(答申)の概要より

学校教育施行規則一部改正

第四章 小学校

第二節 教育課程

第五十条

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、**特別の教科である道徳**、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

法令上の正式用語・・・特別の教科である道徳

現行	改正後
第1章 総則	第1章 総則
第2章 各教科	第2章 各教科
第1節 国語	第1節 国語
第2節～第9節(略)	第2節～第9節(略)
第3章 道徳	第3章 特別の教科 道徳
第4章 外国語活動	第4章 外国語活動
第5章 総合的な学習の時間	第5章 総合的な学習の時間
第6章 特別活動	第6章 特別活動

- 「第1章総則」に、学校教育全体としての道徳教育の目標に加え、配慮事項等を示す。
- 現行の「第3章道徳」のうち、学校教育全体としての道徳教育に関するものは「第1章総則」に盛り込み、現行の「道徳の時間」に代えて設置する「特別の教科道徳」に関するものは、「第3章特別の教科道徳」に盛り込む。
- 特別の教科である道徳は、学習指導要領において「道徳科」と略称する。

② 目標を明確で理解しやすいものに改善

答申

「特別の教科道徳」(仮称)の目標については、例えば、様々な道徳的価値について自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行為を行うための意欲や態度を育てることなどを通じて、一人一人が生きていく上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして示す。

■ 道徳科の目標については、**育成すべき資質・能力**を明確にした。

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(※1)多面的・多角的に考え、自己の生き方(※2)についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※1：中学校「広い視野から」追記 ※2：中学校「人間としての生き方」

「特別の教科 道徳」での学習

- ・道徳的諸価値について理解する
- ・自己を見つめる
- ・物事を(広い視野から)多面的・多角的に考える
- ・自己の生き方(人間としての生き方)についての考えを深める

1 道徳的諸価値について理解する

道徳的価値：よりよく生きるために必要とされるもの人間としての在り方や生き方の礎となるもの

児童が将来、様々な問題場面に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行うためには、道徳的価値の意義及びその大切さの理解が必要

- (1) 価値理解：内容項目を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること
- (2) 人間理解：道徳的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解すること
- (3) 他者理解：道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということと前提として理解すること

道徳的価値の理解のための指導は授業者の意図や工夫によるが、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うには、道徳的価値について理解する学習は不可欠。

指導の際には、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを概念的に理解させたりする学習に終始することのないような配慮が大切。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

2 自己を見つめる

道徳的価値の理解を図るには、児童一人一人がこれらの理解を自分との関わりで捉えることが重要

人間としてよりよく生きる上で大切な道徳的価値を自分のこととして考えたり感じたりすること

自己を見つめる：これまでの自分の経験やそのときの考え方、感じ方と照らし合わせて、更に考えを深めること

自己を見つめる学習を通して、児童一人一人は、道徳的価値の理解と同時に自己理解を深め、児童自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、課題や目標を見付けたりすることができるようになる。

児童が道徳的価値を基に自己を見つめる学習を通して、道徳性を養うことの意義を児童自らが考え、理解できるようにすることが大切。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

3 物事を多面的・多角的に考える

○ 道徳性を養うためには、児童が多様な考え方や感じ方に接することが大切。児童が多様な価値観の存在を前提に、他者と対話したり協議したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが必要。

○ 物事を多面的・多角的に考える学習を通して、児童一人一人は、価値理解と同時に人間理解や他者理解を深め、更に自分で考えを深め、判断し、表現する力を育む。

○ 道徳的価値の理解は、道徳的価値自体を概念的に理解するのではなく、道徳的価値を含んだ事象や自分自身の体験などを通して、そのよさや意義、困難さ、多様などを理解することが求められる。

○ 道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるという道徳的価値の自覚を深める過程で、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われ、その中で自己や社会の未来に夢や希望がもてるようになることが大切。

○ 物事を多面的・多角的に考える指導のためには、物事を一面的に捉えるのではなく、児童自らが道徳的価値の理解を基に考え、様々な視点から物事を理解し、主体的に学習に取り組むようにすることが大切。

○ 例えば、発達段階に応じて二つの概念が互いに矛盾、対立しているという二項対立の物事を取り扱うなど、物事を多面的・多角的に考えることができるよう指導上の工夫をすることも大切。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

4 自己の生き方についての考えを深める

○ 児童は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめるなどの道徳的価値の自覚を深める過程で、同時に自己の生き方についての考えを深めているが、特にそのことを強く意識させることが重要

○ 児童が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようになることが大切

○ その際、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めたり、自分自身の体験やそれに伴う考え方や感じ方などを確かに想起したりすることができるようにするなど、特に自己の生き方についての考えを深めることを強く意識して指導することが重要

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

4 自己の生き方についての考えを深める

(例)

- ・ 児童が道徳的価値に関わる事象を自分自身の問題として受け止められるようにする。
- ・ 他者の多様な考え方や感じ方に触れることで身近な集団の中で自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己を深く見つめられるようにする。
- ・ それとともに、これからの生き方の課題を考え、それを自己の生き方として実現していこうとする思いや願いを深めることができるようにする。

道徳科においては、これらのことが、児童の実態に応じて計画的になされるように様々な指導を工夫していくことが必要

このことは中学校段階の「人間としての生き方についての考えを深める」ことに発展

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

「特別の教科 道徳」で育成する資質・能力

道徳的判断力

- それぞれの場面において善悪を判断する能力
- 人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力
- 的確な道徳的判断力をもつことで、それぞれの場面で機に応じた道徳的行為が可能になる

道徳的心情

- 道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情
- 人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情
- それは、道徳的行為への動機として強く作用するもの

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

「特別の教科 道徳」で育成する資質・能力

道徳的实践意欲と態度

- 道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性

道徳的实践意欲

- 道徳的判断力や道徳的心情を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働き

道徳的態度

- 道徳的判断力や道徳的心情に裏付けられた具体的な道徳的行為への身構え

■ 道徳性の諸様相には特に序列や段階があるということではない
 ■ 道徳科ではその目標を十分に理解し、教師の一方的な押し付けや単なる生活経験の話し合いなどに終始しないように特に留意し、相応の指導の計画や方法を講じ、指導の効果を高める工夫をすることが大切

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

③ 目標の関係を明確にする

これらの目標については、文章の構造が複雑で理解しにくいことや、「道徳性」「道徳的实践力」などの用語の意味、相互の関係が分かりにくいことなどが指摘されており、その改善が求められる。

いずれも最終的には、児童生徒の主体的な道徳的実践につながることを目指して、道徳に係る内面的な資質・能力である道徳性を育成するという意味において共通するものである。

道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方(※1)を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

※1：中学校「人間としての生き方」

【道徳科の目標】

主体的な判断に基づいて道徳的実践を行い、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと

④ 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善

甲 答 四つの視点の意義を明確にするとともに、その順序等を適切なものに見直すこと。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

内容項目について、いじめの問題への対応をはじめ、児童生徒の発達段階や実践、児童生徒を取り巻く環境の変化などに照らし必要な改善を行うとともに、キーワードなども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫すること。

- 構成やねらいを明示して指導効果を高める観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる言葉を付記
- いじめの問題への対応の充実や、児童生徒の発達段階を一層踏まえた体系的なものとする観点から内容の改善を図った。

内容のキーワードについて(小学校)

A 主として自分自身に関すること

[善悪の判断, 自律, 自由と責任][正直, 誠実][節度, 節制][個性の伸長][希望と勇気, 努力と強い意志][真理の探究]

B 主として人との関わりに関すること

[親切, 思いやり][感謝][礼儀][友情, 信頼][相互理解, 寛容]

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[規則の尊重][公正, 公平, 社会正義][勤労, 公共の精神][家族愛, 家庭生活の充実][よりよい学校生活, 集団生活の充実][伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度][国際理解, 国際親善]

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ][自然愛護][感動, 畏敬の念][よりよく生きる喜び]

内容のキーワードについて(中学校)

A 主として自分自身に関すること

[自主, 自律, 自由と責任][節度, 節制][向上心, 個性の伸長][希望と勇気, 克己と強い意志][真理の探究, 創造]

B 主として人との関わりに関すること

[親切, 思いやり][礼儀][友情, 信頼][相互理解, 寛容]

C 主として集団や社会との関わりに関すること

[遵法精神, 公徳心][公正, 公平, 社会正義][社会参画, 公共の精神][勤労][家族愛, 家庭生活の充実][よりよい学校生活, 集団生活の充実][郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度][我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度][国際理解, 国際貢献]

D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ][自然愛護][感動, 畏敬の念][よりよく生きる喜び]

内容 ()は現行学習指導要領

	第1学年 第2学年	第3学年 第4学年	第5学年 第6学年	中学校
視点A 自分自身	5(4)	5	6	5
視点B 人	4	5(4)	5	4(6)
視点C 集団や社会	7(5)	7(6)	7(8)	9(10)
視点D 生命や 自然崇高	3	3	4(3)	4(3)
合計	19(16)	20(18)	22(22)	22(24)

新たに追加された内容

小学校第1学年及び第2学年

【個性の伸長】[公正, 公平, 社会正義]
【国際理解, 国際親善】

小学校第3学年及び第4学年

【相互理解, 寛容】[公正, 公平, 社会正義]

小学校第5学年及び第6学年

【よりよく生きる喜び】

■ 指導に当たっては、内容を端的に表す言葉そのものを教え込んだり、知的な理解にとどまる指導にならないよう十分留意することが必要

第3章 道徳科の内容 1 内容の基本的性格

内容の取扱い方

1 関連的、発展的な取扱いの工夫

関連性をもたせる

道徳的行為がなされる場合、一つの内容項目だけが単独に作用するというとはほとんどない。そこでは、ある内容項目を中心として、幾つかの内容項目が関連し合っている。

<例>「第5学年及び第6学年」の場合

■「礼儀」の「時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること」のためには、「親切、思いやり」の「誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすることが必要

■「勤労、公共の精神」の「働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること」は、「感謝」の「日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること」と密接に関わっている。

道徳科の指導に当たっては、内容項目間の関連を十分に考慮したり、指導の順序を工夫したりして、児童の実態に応じた適切な指導を行うことが大切。各学年段階を通して、全部の内容項目が調和的に関わり合いながら、児童の道徳性が養われるように工夫することが必要。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第3章 道徳科の内容 1 内容の基本的性格

内容の取扱い方

1 関連的、発展的な取扱いの工夫

発展性を考慮する

○「第1学年及び第2学年」と「第3学年及び第4学年」の内容項目は、全てが「第5学年及び第6学年」の内容に発展されるように構成されている。

<例>「家族愛、家庭生活の充実」に関する内容項目

○第1学年から第6学年まで一貫して父母、祖父母を敬愛する態度を養い、「第1学年及び第2学年」では「進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと」、「第3学年及び第4学年」では、「家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること」、「第5学年及び第6学年」では、「家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること」を強調。

* 児童の発達段階に応じて、家族との関わりを徐々に深めて、家庭を担うものとして自覚ある行動ができるよう発展的に内容項目を示している。

■ 6年間を見通した発展性を十分に配慮した計画の下に、各学年段階で重点化されている内容項目を適切に指導することが大切である。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第3章 道徳科の内容 1 内容の基本的性格

2 各学校における重点的指導の工夫

重点的指導：各学年段階で重点化されている内容項目や学校として重点的に指導したい内容項目をその中から選び、教育活動全体を通じた道徳教育において具体的な指導を行うこと

道徳科では、各学年段階の内容項目について2学年間を見通した重点的指導を工夫することが大切



そのためには、道徳科の年間指導計画の作成で、当該の学年段階に示される内容項目全体の指導を考慮しながら、重点的に指導する内容項目についての扱いを工夫しなければならない。

<例>

- その内容項目に関する指導について年間の授業時数を多く取ること
- 一つの内容項目を何回かに分けて指導すること
- 幾つかの内容項目を関連付けて指導することなど

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

⑤ 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 第3節 指導の配慮事項

- (1) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制
- (2) 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導
- (3) 児童(生徒)が主体的に道徳性を育むための指導
- (4) 多様な考え方を生かすための言語活動
- (5) 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導
- (6) 情報モラルと現代的な課題に関する指導
- (7) 家庭や地域社会との連携による指導

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

(1) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制**1 協力的な指導などについての工夫**

校長や教頭などの参加による指導、他の教職員とのチーム・ティーチングなどの協力的な指導、管理職や他の教員が得意分野を生かした指導を行うことなど、教職員が協力して指導できるよう年間指導計画を工夫することなどを、道徳教育推進教師が中心となって進めることが大切。なお、校長等が授業に参加する際は、道徳科の特質を十分に理解して臨む必要がある。授業にねらいをもたせ計画的に行うことが重要

○ 環境整備

道徳科で用いる教材や図書の準備、掲示物の充実、教材コーナーの整備などを教員で分担して進められるように道徳教育推進教師が呼び掛けをしたり、具体的な作業の場を設定したりする。

○ 学校間連携

近隣の中学校と連携し、例えば、互いに道徳科の授業参観をして学び合い、意見交換を行ったり、授業に参加したりすることも考えられる。これらの推進を道徳教育推進教師が行うことで、計画的な学び合いの場の設定や授業の質の高まりが期待できる。

(1) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制**2 指導体制の充実と道徳科：指導体制の充実による多様な利点や効果**

- (1) **学校としての道徳科の指導方針が具体化され指導の特色が明確になる**
毎時間の指導は、年間指導計画に基づいて計画的、発展的に行われるものであることを、全教師が考慮しながら進めることができる。
- (2) **授業を担当する全教師が、児童の実態や授業の進め方などに問題意識をもつことができる**
教師相互の学習指導過程や指導方法等の学び合いが促され、道徳科の特質の理解の深まりや授業の質の向上につながる。
- (3) **全ての教職員が一人一人の児童に関心をもち、学校全体で道徳性を養おうとする意識をもつようになる**
道徳科の指導の充実が、学校全体で進める道徳教育を一層充実させる力となる。
- (4) **道徳科の推進に関わる教材や協力を依頼する保護者、地域等の人材の情報が学校として組織的に集約され、それらを活用してねらいに即した効果的な授業が一層計画的に実施される**

各学校では、自校の道徳科の実施状況や課題を踏まえた上で改善を図り、このような成果が広く生み出されるように、校長の責任と方針の下で道徳教育推進教師を中心として見直しをもった授業の充実を図ることが望まれる。

(2) 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導**1 計画的、発展的な指導**

道徳科の大きな特徴は、教育活動全体で行う道徳教育との関連を明確にして、児童の発達の段階に即しながら、道徳的諸価値に含まれた内容を全体にわたって計画的、発展的に指導することである。そのためには、学校が、地域や学校の実態及び児童の発達の段階や特性等を考慮し、教師の創意工夫を加えて、全ての内容を確実に指導することができる見通しのある年間指導計画を作成する必要がある。

(2) 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導**2 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての道徳科（補充、深化、統合）**

- **補充**
児童は、学校の諸活動の中で多様な道徳的価値について感じたり考えたりするが、各教科等においてもその特質があるために、その全てについて考える機会があるとは限らない。道徳科は、このように**学校の諸活動で考える機会を得られにくい道徳的価値などについて補充役割**がある。
- **深化**
児童は、各教科等で特質に応じて道徳性を養うための学習を行うが、各教科等の指導には各教科等特有のねらいがあることから、その中では道徳的価値の意味などについて必ずしもじっくりと考え、深めることができているとは限らない。道徳科は、このように**道徳的価値の意味やそれと自己との関わりについて一層考えを深める役割**を担っている。
- **統合**
各教科等での道徳教育の中で多様な体験をしていたとしても、それぞれがもつ道徳的価値の相互の関連や、自己との関わりでの全体的なつながりなどについて考えないまま過ぎてしまうことがある。道徳科は、**道徳的価値に関わる諸事象を、捉え直したり発展させたりして、児童に新たな感じ方や考え方を生み出すという統合としての役割**もある。

(3) 児童が主体的に道徳性を養うための指導**1 自らの成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりする**

道徳科では教材や児童の生活体験などを生かしながら、一定の道徳的価値に関わる物事を多面的・多角的に捉えることができるようにすることが必要。さらに、理解した道徳的価値から自分の生活を振り返り、自らの成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることが望まれる。

そのため、道徳的価値や児童自身の生活体験を多様な観点から捉え直し、自らが納得できる考えを導き出す上で効果的な教材を選択したり、その教材の特質を生かすとともに、一人一人が意欲的で主体的に取り組むことができる表現活動や話し合い活動を仕組んだり、学んだ道徳的価値に照らして、自らの生活や考えを見つめるための具体的な振り返り活動を工夫したりすることが必要

(3) 児童が主体的に道徳性を養うための指導**2 道徳科における児童の主体的な学習**

指導内容を児童が自分との関わりで捉え、切実感をもって学習することで真に習得することにつながる。そのためには、児童の主体的な学びが必要になる。学習指導においては、児童自らが主体的に学ぶための教師の創意工夫が求められる。

道徳科の授業では、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、人間としてよりよく生きるために道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢が求められるのである。

このようなことから、道徳的価値の理解を基に自己を見つめるなどの授業を行った場合には、児童が道徳的価値を自分との関わりで捉え、自らの将来に進んで生かそうとする姿勢をもてるような主体的な学習にすることが求められる。その際、児童が**道徳的価値について主体的に考えることができるよう問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなど、教材に応じて効果的な学習を設定することが必要である。**

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

(4) 多様な考え方を生かすための言語活動

1 道徳科における言葉
道徳科は、教材や体験などから考えたこと、感じたことをまとめ、発表し合ったり、話し合いなどにより異なる考え方、感じ方に接し、協同的に議論したりする。言語活動を生かして学習を展開することが、児童自身が考えを深め、判断し、表現する力を育てる上で極めて重要である。

2 自分の考えを基に表現する機会の充実

(1) **児童の考えを深め、判断し、表現する力を育てる**
児童の考えを深め、判断し、表現する力を育てるためには、児童が多様な考え方や感じ方に接することができるように、何について考えるのかを指導者が明確に示すことが必要

(2) **自分の考えを基に書いたり話し合ったりする**
自分とは異なる考えに接する中で自分の考え方や感じ方が明確になるなど、学習が深まるということ、日頃の経験を温めて実感させるように努めることが求められる。また、書くことでそれまで曖昧だった自分の考えが整理されたり、日頃は意識していなかった体験や自分自身の状況を想起したりする。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

(4) 多様な考え方を生かすための言語活動

3 道徳科に生かす言語活動

(1) 児童が問題意識をもち、意欲的に考え、主体的に話し合うことができるよう、ねらい、児童の実態、教材や学習指導過程などに応じて、発問、話し合い、書く活動、表現活動などを工夫する。

(2) 教材や体験などから感じたこと、考えたことをまとめ、発表し合ったり、話し合いなどにより異なる考え方に接し、多面的・多角的に考え、協同的に議論したりするなどの工夫をする。

道徳的価値の理解の基に自己を見つめ、自己の生き方についての考えを深める観点から、話し合う活動や書く活動など児童一人一人の考え方や感じ方を表現する機会を充実することが大切である。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

(5) 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

1 問題解決的な学習の工夫
道徳科における問題：道徳的価値に根差した問題。単なる日常生活の諸事象ではない。

道徳科における問題解決的な学習
ねらいとする道徳的価値について自己を見つめ、今後の生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の考え方や感じ方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら問題解決に向けて話し合うこと。最終的には児童一人一人が道徳的価値のよさを理解し、自分との関わりで道徳的価値を捉え、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が増われるようにすること

課題を児童が自分の体験やそれに伴う考え方や感じ方を基に自分なりの考えをもち、友達との話し合いを通して道徳的価値のよさや難しさを確かめるような問題解決的な学習が考えられる。

児童が問題意識をもって学習に臨み、ねらいとする道徳的価値を追求し、多様な考え方や感じ方を基に学べるようにするためには、指導方法の工夫が大切

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

問題解決的な学習では、教師と児童、児童相互の話し合いが十分に行われることが大切であり、教師の発問の仕方の工夫などが重要である。さらに、話し合いでは学習形態を工夫することもでき、一斉による学習だけでなく、ペアや少人数グループなどでの学習も有効

道徳科で問題解決的な学習を行う場合には、その課題を自分との関わりで見つめたときに、自分にはどのようなよさがあるのか、どのような改善すべきことがあるのかなど、考え、話し合うことを通じて、児童一人一人が課題に対する考えを導き出すことが大切。授業では自分の気持ちや考えを発表するだけでなく、じっくりと自己を見つめて書くことなども有効であり、指導方法の工夫は不可欠

話し合う場面を設定すること、ペアや少人数グループなどでの学習を導入することが目的化してしまうことがないよう、指導の意図に即して、取り入れられる手法が適切か否かをしっかり吟味する必要がある

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

2 道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫

道徳的価値を理解したり、自分との関わりで多面的、多角的に考えたりするためには、例えば、実際に挨拶や丁寧な言葉遣いなど具体的な道徳的行為をして、礼儀のよさや作法の難しさなどを考えたり、相手に思いやりのある言葉を掛けたり、手助けをして親切についての考えを深めたりするような道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れることが考えられる。

読み物教材等を活用した場合には、その教材に登場する人物等の言動を即興的に演技して考える役割演技など疑似体験的な表現活動を取り入れた学習も考えられる。

これらの方法の活用は、単に体験的行為や活動そのものを目的として行うのではなく、体験的行為や活動を通じて学んだ内容から道徳的価値の意義などについて考えを深めるようにすることが重要である。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

3 特別活動等の多様な実践活動を生かす工夫

例えば、体験活動の中で考えたことや感じたことを道徳科の話し合いに生かすことで、児童の関心を高め、道徳的实践を主体的に行う意欲と態度を育てる方法などが考えられる。特に特別活動で道徳的価値を意図した実践活動や体験活動が計画的に行われている場合は、そこでの体験を基に道徳科で考えを深めることが有効である。

学校が計画的に実施する体験活動は児童が共有することができ、学年の全児童が共通の関心などをもとに問題意識を高めて学習に取り組むことが可能になるため、それぞれの指導相互の効果を高めることが期待できる。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

(6) 情報モラルと現代的な課題に関する指導

1 情報モラルに関する指導

(1) 情報モラルと道徳の内容
情報モラル: 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度
情報モラルの内容: 情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワーク

道徳科では、特に、情報社会の倫理、法の理解と遵守といった内容を中心に扱うことが考えられる。

<指導例>
 親切や思いやり、礼儀に関わる指導の際に、インターネット上の書き込みのすれ違いなどに触れる。
 規則の尊重に関わる指導の際に、インターネット上のルールや著作権など法やきまりに触れる。

情報機器を使用する際には、使い方によっては相手を傷つけるなど、人間関係に負の影響を及ぼすこともあることなどについても、指導上の配慮を行うことが必要

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

(6) 情報モラルと現代的な課題に関する指導

1 情報モラルに関する指導

(2) 情報モラルへの配慮と道徳科
 道徳的価値に関わる学習を行う特質を踏まえた上で、例えば、相手の顔が見えないメールと顔を合わせた会話との違いを理解し、メールなどが相手に与える影響について考えるなど、インターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした親切や思いやり、礼儀に関わる指導、インターネット上の法やきまりを守れずに引き起こされた出来事などを題材として規則の尊重に関わる授業を進めることも考えられる。道徳科では、情報機器の使い方やインターネットの操作、危機回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼を置くのではないことに留意する必要がある。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

(6) 情報モラルと現代的な課題に関する指導

2 現代的な課題の扱い
 道徳的価値は、現代社会の様々な課題に直接関わっている。これらの課題を扱う際は、問題解決的な学習や話し合いを深める学習などの指導方法を工夫し、課題を自分との関係で捉え、その解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てるようにする。例えば、食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育などが取り込まれている

<持続可能な発展>
 環境、貧困、人権、平和、開発など様々な問題があり、生命や人権、自然環境保全、公正・公平、社会正義、国際親善など様々な道徳的価値に関わる葛藤がある。このように現代的な課題には、葛藤や対立のある事象なども多く、特に「規則の尊重」、「公正、公平、社会正義」、「国際理解、国際親善」、「生命の尊さ」、「自然愛護」などは現代的な課題と関連の深い内容であり、発達段階に応じてこれらの課題を取り上げることが求められる。

その際、これらの諸課題には多様な見方や考え方があり、一面的な理解では解決できないことに気付かせ、多様な価値観の人々と協働して問題を解決していこうとする意欲を育むよう留意することが求められる。そのためには、例えば、複数の内容項目を関連付けて扱う指導によって、児童の多様な考え方を引き出せるように工夫することが考えられる。

現代的な課題の学習では、多様な見方や考え方があることを理解させ、答えが定まっていない問題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てることが大切である。安易に結論を出さず、特定の見方や考え方に偏って指導を行ったりすることのないよう留意し、児童が自分と異なる考えや立場についても理解を深められるよう配慮しなければならない。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

(7) 家庭や地域社会との連携による指導

1 道徳科の授業を公開する
 授業公開は、学校の道徳教育への理解と協力を家庭や地域から得るためにも極めて大切。実施方法としては、通常の授業参観の形で行う方法、保護者会等の機会に合わせて行う方法、授業を参観した後、講演会や協議会を開催する方法などが考えられる。

また、保護者が授業を受ける形で参加したり、児童と対話したり、グループでの話し合いに加わり意見交換をしたりするような形式の工夫は、共通理解を一層深めることが期待できる。授業公開を学校の年間計画に位置付け、保護者だけでなく、地域の人々にも呼びかけて、多くの参観を得られるような工夫をし、積極的に授業を公開することが望まれる。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 指導の配慮事項

(7) 家庭や地域社会との連携による指導

2 道徳科の授業への積極的な参加や協力を得る工夫

(1) 授業の実施への保護者の協力を得る
 アンケートや児童への手紙等の協力を得たり、事後の指導に関して依頼したりするなど、方法も考えられる。

(2) 授業の実施への地域の人々や団体等外部人材の協力を得る
 例えば特技や専門知識を生かした話題や児童へのメッセージを語る講師として協力を得る方法がある。

(3) 地域教材の開発や活用への協力を得る
 地域の先人、地域に根づく伝統と文化、行事、民話や伝説、歴史、産業、自然や風土などを題材とした地域教材などを開発する場合に、地域でそれらに関することに従事する人や造詣が深い人などに協力を得ることが考えられる。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

⑥ 検定教科書を導入する

○ 道徳教育の充実を図るためには、充実した教材が不可欠であり、「特別の教科 道徳」(仮称)の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、**検定教科書を導入**することが適当である。

○ 「特別の教科 道徳」(仮称)の教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、学習指導要領の記述をこれまでよりも具体的に示すなどの配慮を行うこと。

○ 道徳教育の特性に鑑み、教科書だけでなく、多様な教材が活用されることが重要であり、国や地方公共団体は、教材の充実のための支援に努める必要があること。

高 申

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 4 道徳科の教材に求められる内容の観点

1 道徳科に生かす多様な教材の開発

児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用が求められる。

- 生命の尊厳：生命ある全てのをかけがえないものとして尊重し、大切にすることであり、児童が発達の段階に応じて生命の尊厳について考えられるような教材が求められる。
- 自然：自然の美しさや偉大さ、不思議さなど、感性に訴えるものであることが期待される。
- 伝統と文化：有形無形の美しさに国や郷土への誇り、愛情を感じさせるものであることが期待される。
- 先人の伝記：多様な生き方が織り込まれ、生きる勇気や知恵などが感じられるとともに、人間としての弱さを吐露する姿などにも接し、生きることの魅力や意味の深さについて考えを深めることが期待できる。
- スポーツ：例えば、オリンピックやパラリンピックなど、世界を舞台に活躍している競技者やそれを支える人々の公正な態度や礼儀、連帯精神、チャレンジ精神や力強い生き方、苦悩などに触れて道徳的価値の理解やそれに基づいた自己を見つめる学習を深めることが期待できる。
- 現代的課題：我が国が抱える課題として、発達の段階に応じて取り上げることが考えられる。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 4 道徳科の教材に求められる内容の観点

2 多様な教材を活用した創意工夫ある指導

- 道徳科は、主たる教材として教科用図書を使用しなければならない。
- 道徳教育の特性から、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要となる。
- ・ 様々な題材で郷土の特色が生かせる教材は、児童にとって特に身近なものに感じられ、教材に親しみながら、わらいとす道徳的価値について考えを深めることができるので、地域教材の開発や活用にも努めることが望ましい。
- ・ ほかにも、例えば、古典、随想、民話、詩歌などの読み物、映像ソフト、映像メディアなどの情報通信ネットワークを利用した教材、実話、写真、劇、漫画、紙芝居などの多様な形式の教材など、多様なものが考えられる。

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 4 道徳科の教材に求められる内容の観点

【道徳科に用いられる教材の具備する要件】

- 1 児童の発達の段階に即し、わらいを達成するのにふさわしいものであること
- 2 人間尊重の精神にかなうもので、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること
 - (1) 人間尊重の精神にかなうもの
 - (2) 悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができるもの
 - (3) 人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの
- 3 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

「学校における補助教材の適正な取扱いについて」(平成27年3月4日初等中等教育局長通知)など、関係する法規等の趣旨を十分に理解した上で、適切に使用することが重要

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

⑦ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価

○ 児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価していく必要があること。ただし、「特別の教科 道徳」(仮称)について、**数値などによる評価を行うことは不適切であること。**

答 申 ○ 指導要録について、「特別の教科 道徳」(仮称)に関して、**その目標に照らして学習状況や成長の様子などを文章で記述するための専用の記録欄を設けることなどの改善を図る必要があること。**また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の成果として行動に表れたものを評価することについては、現行の指導要録の「行動の記録」を改善し活用することなども考えられること。

第5章 道徳科の評価 1 道徳科における評価の意義

1 道徳教育における評価の意義

道徳教育における評価は、常に指導に生かされ、結果的に児童の成長につながるものでなくてはならない。

「第1章総則」の「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の2の(11)

児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること

他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたる児童の成長という視点を大切にすることが重要

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育における評価については、教師が児童の人間的な成長を見守り、児童自身が自己のよりよい生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気付ける働きをもつようにすることが求められる。

それは、客観的な理解の対象とされるものではなく、教師と児童の温かな人格的な触れ合いに基づいて、共感的に理解されるべきもの

2 道徳科における評価の意義

児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

第5章 道徳科の評価 2 道徳性の理解と評価

1 評価の基本的態度

道徳性が変わったか否かは、容易に判断できるものではない

道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科の指導では、その学習状況を適切に把握し評価することが求められる

道徳科における児童の学習状況の把握と評価は、教師が確かな指導観をもち、1単位の授業で期待する児童の学習を明確にした指導の計画なくしては行えないことを理解する必要がある

道徳性の評価の基盤には、教師と児童との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要

その上で、児童の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる

「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」より

2 道徳科に関する評価

- ・数値による評価ではなく、記述式であること。
- ・他の児童との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと。
- ・他の児童生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないことに留意する必要があること。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと。
- ・発達障害等の児童についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有すること。
- ・現在の指導要録の書式における「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などの既存の欄も含めて、その在り方を総合的に見直すことを前提に専門的に検討を行い、教師用指導資料の作成や指導要録の改正を行うこと

3 道徳科の授業に対する評価

児童の学習状況の把握と評価は、学習指導過程における指導と評価を一体的に捉えることが重要である。学習指導過程の評価には具体的な観点が必要

確かな指導観を基に、明確な意図をもって指導や指導方法の計画を立て、学習指導過程で期待する児童の学習を具体的な姿で表したものが観点となる

学習指導過程に関する評価の資料は、児童の学習状況であることから、児童の学習状況を的確に把握することが重要であり、授業改善とともに年間指導計画の改善、充実にもつながる

【道徳科の学習指導過程に関する評価の観点】

- (1) 道徳科の特質を生かし、道徳的価値の理解を基に自己を見つめられるよう適切に構成されていたか。また、指導の手立ては適切であったか。
- (2) 発問は、指導の意図に基づいて的確になされていたか。また、発問に対して児童が多面的・多角的に考えていたか。児童の発言などを適切に指導に生かしていたか。
- (3) 児童の発言を傾聴して受け止めるとともに、発言の背景を推察したり学級全体に波及させたりしていたか。
- (4) 特に配慮を要する児童に適切に対応していたか。

【指導の諸方法を評価する観点】

- (1) ねらいを達成するために適切な方法であったか。
- (2) 児童の多面的・多角的な思考を促す上で適切な方法であったか。
- (3) 自分との関わりで考えさせるための、教材や教具の活用は適切であったか。
- (4) ねらいとする道徳的価値についての理解を深めるための方法は、児童の実態や発達の段階にふさわしいものであったか。
- (5) 児童一人一人が、自分との関わりで考え、自己の生き方についての考えを深められるものだったか。自発的に問題を考え、積極的に学習を行うような配慮がなされていたか。

【学習指導過程に関する評価の工夫】

(1) 他の教師による評価

道徳科の授業を公開して参観した教師から指摘を受けたり、チーム・ティーチングの協力者などから評価を得たりする機会を得ることも重要である。その際、あらかじめ重点とする評価項目を設けておく、具体的なフィードバックが得られやすい。

(2) 授業者自らによる評価

授業者自らが配値や授業中のメモ、板書の写真、録音、録画などによって学習指導過程を振り返ることも大切である。録音や録画で授業を振り返ることは、今まで気付かなかった傾向や状況に応じた適切な対応の仕方などに気付くことにもなる。児童一人一人の学習状況を確かめる手立てを留意しておき、それに基づく評価を行うことも考えられる。

【評価の工夫と留意点】

道徳科の指導は、道徳性の性格上、1単位時間の指導だけでその成長を見取ることが困難である。そのため、指導による児童の学習状況を把握して評価することを通して、改めて学習指導過程や指導方法について検討し、今後の指導に生かすことができるようにしなければならない。

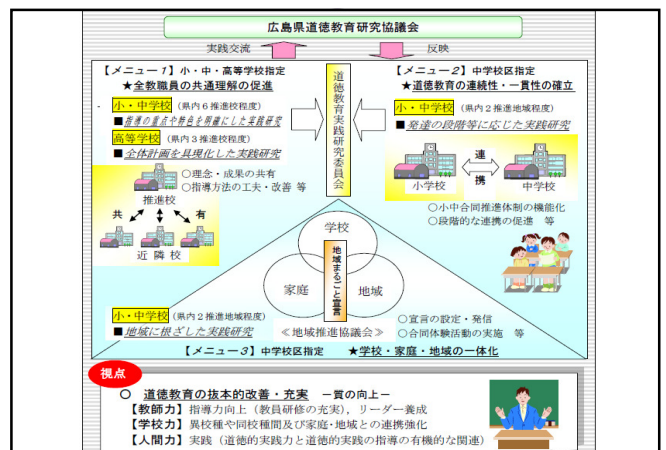
文部科学省委託
「道徳教育改善・充実」総合対策事業

【目的】

小学校・中学校・高等学校段階における道徳教育の一層の充実を図るため、児童生徒の発達の段階及び地域等の実情を踏まえ、効果的な指導方法等の開発や共有などを通じて教員の指導力の向上に資するとともに、児童生徒のよりよい生き方を実践する力を育む道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を県内に普及する。

発達の段階

指導力の向上



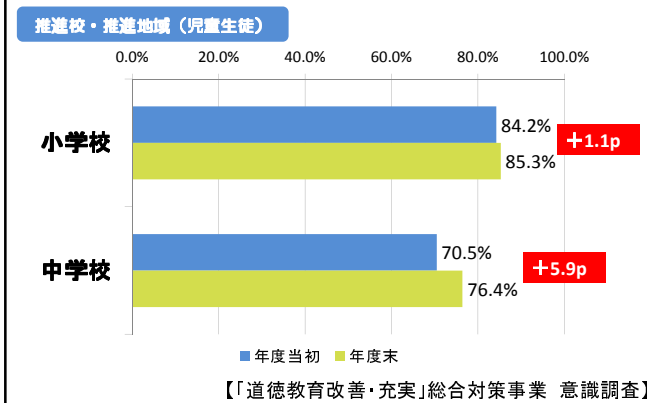
平成27年度推進校・推進地域

事務所	市町村教委	学 校	
X1111	西部	呉市	呉中央小学校
		廿日市市	大野東中学校
	基北	安芸高田市	可愛小学校
	東部	尾道市	美木中学校
	北部	三次市	甲奴小学校
		福山市	駅家南中学校
	県立	河内高等学校・千代田高等学校・芦品まなび学園高等学校	
事務所	市町村教委	中学校区	学 校
X1112	西部	大竹市	玖波中学校区 玖波中学校・玖波小学校
	北部	庄原市	高野中学校区 高野中学校・高野小学校
X1113	東部	世羅町	甲山中学校区 甲山中学校・甲山小学校・せらびがし小学校
		福山市	神辺中学校区 神辺中学校 道上小学校・中条小学校・湯田小学校

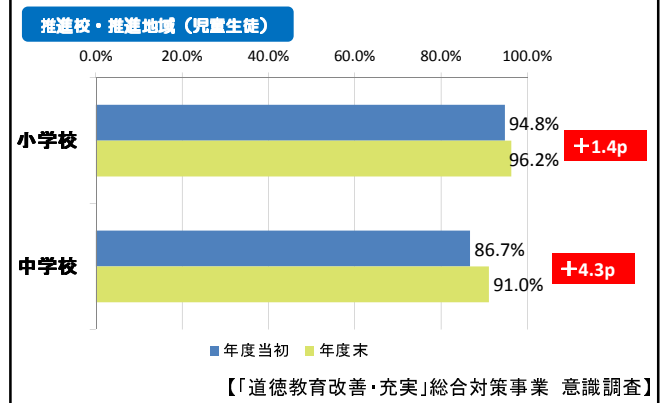
道徳教育実践研究委員会

回	日時	会場	テーマ・講師
1	5月22日(金)	広島県庁 自治会館301	「道徳教育を推進していくために ～教育研究の進め方、趣計画の見直し～」
2	6月25日(木)	北広島町立 新庄小学校	「言語活動の充実による道徳の授業づくり」 金沢工業大学 教授 白木みどり
3	7月15日(水)	福山市立 城東中学校	「情報モラルを育む道徳の授業づくり」 香川大学教育学部 准教授 福田 和也
4	9月8日(火)	三次市立 甲奴小学校	「学校・家庭・地域の連携による道徳教育 ～「私たちの道徳」の効果的な活用～」 大阪大学 准教授 岡部 美香
5	10月15日(木)	尾道市立 美木中学校	「児童生徒が主体的に学ぶ道徳の授業づくり ～問題解決的な学習～」 大阪市立豊仁小学校 校長 服部 敬一
6	11月5日(木)	広島県立 河内高等学校	「児童生徒の発達段階や実態に応じた道徳の教材開発の工夫」 大阪教育大学 名誉教授 藤永 芳純
7	12月15日(火)	安芸高田市立 可愛小学校	「道徳の時間と他の教育活動との関連による道徳教育」 畿央大学 教授 島 恒生
8	1月15日(金)	福山市立 駅家南中学校	「いじめを防止するための道徳教育の工夫」 国学院大学人間開発学部 教授 田沼 茂記

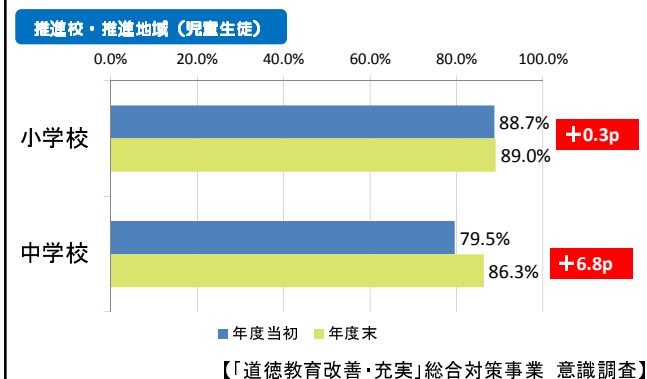
「道徳の時間」の勉強は好きだ



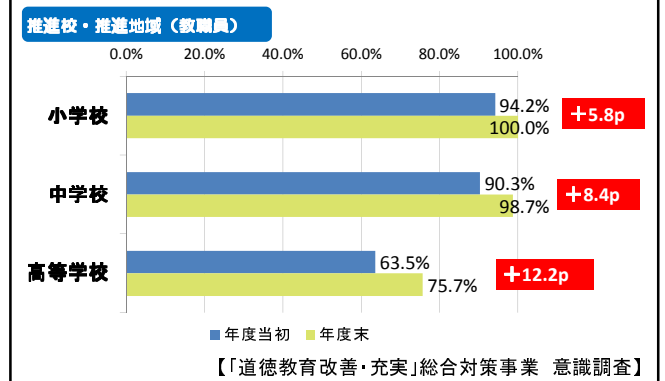
「道徳の時間」の勉強はためになると思う



「道徳の時間」では、他の人の考えを聞きながら、自分のことについてよく考えている



道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）は、校務分掌上機能していると思う

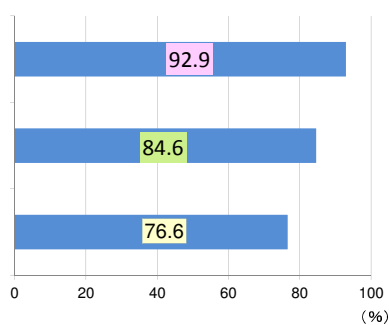


平成27年度各市町道德教育推進協議会等参加者アンケート（第1回）
（広島市を除く）

研修内容と学校の重点課題とのつながりが明確になっている。

道德教育推進教師を中心に、研修の企画・運営を協働して行っている。

研修成果を実践につなげやすくする工夫をしている（参加型研修等）。



広島県道德教育の一層の充実を



発達の段階に応じ、答えが一つではない道德的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道德」、「議論する道德」へと転換を図るもの



【参考】
○「平成27年度道德教育指導者養成研修（ブロック別指導者研修）〔中国・四国ブロック〕」における、文部科学省初等中等教育局教育課程課 企画 亮 課長補佐 講師資料「より一歩抜粋」
○「平成27年度小学校及び中学校各教科等教育課程課研究協議会 小学校選抜部会 表紙発行調査官 配付資料」より一部抜粋